



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*52 和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則 (林業振興課)..... 1

○ 告示

- 882 令和2年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集 (総務課)..... 4
- 883 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 4
- 884 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 5
- 885 有害器具類の指定 (")..... 5
- 886 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)..... 5
- 887 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 6
- 888 指定代理納付者の指定 (企業振興課)..... 8
- 889 寄附金の収納事務の委託 (")..... 8
- *890 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更 (果樹園芸課)..... 8
- 891 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 9
- 892 " (")..... 9
- 893 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 10
- 894 道路の区域変更 (道路保全課)..... 10
- 895 道路の供用開始 (")..... 10
- 896 道路の区域変更 (")..... 11
- 897 道路の供用開始 (")..... 11
- 898 道路の区域変更 (")..... 11
- 899 道路の供用開始 (")..... 12
- 900 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 12
- 901 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 13

規 則

和歌山県規則第52号

和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則(昭和54年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「国産材」を「地域材」に改める。

別記第6号様式中「構造改善合理化資金関係：木材高度加工資金」を「木材高度加工資金」に、「国産材」を「地域材」に改め、合理化計画書【構造改善合理化資金関係：原木確保協定促進資金】を削る。
別記第9号様式別紙を次のように改める。

別紙

合理化計画認定及び木材産業等高度化推進資金借入希望一覧表

年 月 日～ 月 日認定分 (整理番号 ～)

和歌山県

| 整理 番号 | 申請者 住所 氏名 | 木材産業等高度化推進資金借入希望 (千円) | | | | | |
|----------|-----------------|--|----|----|----|----|----|
| | | 資 金 種 類 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | 事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金 (※) 林業経営改善資金 | | | | | |
| | | 計 | | | | | |
| | | 事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金 (※) 林業経営改善資金 | | | | | |
| | | 計 | | | | | |
| | | 事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金 (※) 林業経営改善資金 | | | | | |
| | | 計 | | | | | |

(記載注意)

- 1 番号は、認定年度における通し番号とし、当該年度を付して 2 3 - 1 のように記載すること。
- 2 借入希望は、当該合理化計画の資金計画における木材産業等高度化推進資金の金額を記入すること。
- 3 法人格を有しない団体については、申請者住所氏名欄は名称及び代表者氏名を記入して差し支えない。

(※) 構造改善合理化資金については令和元年度をもって廃止した資金であり、現在認定されている合理化計画に基づき当該資金を利用する場合に記載すること。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第882号

和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）第21条第2項の規定に基づき、令和2年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり告示する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 募集期間

令和2年7月1日（水）から同月31日（金）まで

- 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧については、和歌山県総務部総務管理局総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/filebo.html>）に掲載の「個人情報ファイル簿一覧」に掲載する。

- 3 提案の方法等

令和2年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和2年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県総務部総務管理局総務課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/hisikibetu.html>）に掲載する。）

和歌山県告示第883号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和2年7月17日まで縦覧に供する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

令和2年6月17日

- 2 名称

特定非営利活動法人菜の花会

- 3 代表者の氏名

坂本守

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋450番地7

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちの居場所の運営を中心に高齢者や、引きこもりの若者に家庭以外で交

流する場を提供することで互いに成長を支援し、仕事を通じて学び、交流し社会性を身につけ、地域社会で生活していくことを目的とする。関係機関等と連携しながら色々な人たちと接することで、地域社会が、障害者への理解を深め、共存を共に創造していくことに対して、社会資源の一つとして寄与することを目的とする。

和歌山県告示第884号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和2年6月16日指定した。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 種別 | 図書等名 | コード番号 | 発行所名 |
|------|--------------------------|-----------------------|---------|
| 雑誌 | 大人のためのスマホ入門 激ヤバお宝サイトの歩き方 | 68278-71 | マイウェイ出版 |
| 雑誌 | 金のEX NEXT Vol.14 | 68542-85 | 大洋図書 |
| 雑誌 | 裏モノJAPAN 6.7月合併号 | 01805-07 | 鉄人社 |
| 雑誌 | ありえない芸能界 お宝スキャンダル大放し！ | ISBN978-4-86632-651-1 | ブレインハウス |
| 雑誌 | EX芸能モンスター 7月号 | 18379-07 | 一水社 |
| 雑誌 | アサ芸secret! Vol.64 | 20018-7/13 | 徳間書店 |
| コミック | ビーボーイゴールド 6月号 | 17779-06 | リブレ |
| コミック | ドラ 7月号 | 16695-07 | コアマガジン |
| コミック | シェリプラス 7月号 | 04321-07 | 新書館 |

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第885号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第2項の規定により、有害器具類として、次のものを令和2年6月18日指定した。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 品名 | 形状 | 指定理由 |
|------|--------------------|--|---|
| 1 | クロスボウ (銃砲型近代洋弓) | 洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの | 構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められる。 |

和歌山県告示第886号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和2年6月26日

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 指 定 年月日 | 診断する身体障害の種類 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------|------------|--------------------|------------|-------------|--------|--------|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|---------------------------------|--------|--------|--------|---|
| | | | | | 視 覚 | 聴 覚 | 平 衡 | 音 声 言 語 | そ し ゃ く | 肢 体 | 心 臓 | 腎 臓 | 呼 吸 | 又 は う ご う 直 腸 | 小 腸 | 免 疫 | 肝 臓 | |
| 瀧口登 | 整形外科 | 南和歌山医療センター | 田辺市たきない町27-1 | 令和2.6.15 | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 中野好夫 | 内科 | 紀南病院 | 田辺市新庄町46番地の70 | 令和2.6.15 | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 西地晴彦 | 整形リハビリテーション科 | くしもと町立病院 | 東牟婁郡串本町サング台691-7 | 令和2.6.15 | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 川邊和美 | 呼吸器内科 | 和歌山病院 | 日高郡美浜町和田1138 | 令和2.6.15 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 坂田好史 | 外科 | 橋本市民病院 | 橋本市小峰台2丁目8-1 | 令和2.6.15 | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 尾崎充宣 | 脳神経外科 | 南和歌山医療センター | 田辺市たきない町27-1 | 令和2.6.15 | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 玉置瑛一郎 | 内科 | 那賀病院 | 紀の川市打田1282 | 令和2.6.15 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 児玉芳季 | 泌尿器科 | 紀南病院 | 田辺市新庄町46番地の70 | 令和2.6.15 | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 高見勇一郎 | リウマチ科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18番地7号 | 令和2.6.15 | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| 片山陽介 | 循環器内科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18番地7号 | 令和2.6.15 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 藤田洋一 | 外科・消化器外科 | 南和歌山医療センター | 田辺市たきない町27-1 | 令和2.6.15 | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 中紀文 | 整形外科 | 那智勝浦町立温泉病院 | 東牟婁郡那智勝浦町天満1185番地4 | 令和2.6.15 | | | | | | | ○ | | | | | | | |

和歌山県告示第887号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出する

こと。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
海南市藤白複合店舗
和歌山県海南市藤白字有田屋濱181番4 外5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年2月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,206㎡
- 6 駐車場の収容台数
47台
- 7 駐輪場の収容台数
38台
- 8 荷さばき施設の面積
74.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
15.25㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
株式会社ツルハ 開店時刻：午前9時、閉店時刻：午後12時
未 定 開店時刻：午前0時、閉店時刻：午後12時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前0時から午後12時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所（建物敷地西側2か所及び北側1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No.1：午前6時から午後10時まで
荷さばき施設No.2：午前0時から午後12時まで
- 14 届出年月日
令和2年6月8日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北1丁目2番1）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年6月26日から同年10月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第888号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社MotionGallery
東京都港区南青山3-13 MIDORI.so2
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金歳入
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover
- 4 指定期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

和歌山県告示第889号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納の事務を委託した。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 委託の相手方
株式会社MotionGallery
東京都港区南青山3-13 MIDORI.so2
- 2 委託した寄付金
ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金
- 3 委託期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

和歌山県告示第890号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、令和2年6月26日から施行する。

平成29年和歌山県告示752号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更）、平成30年和歌山県告示第675号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更）、令和元年和歌山県告示第195号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）及び令和元年和歌山県告示第196号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更）は、令和2年6月25日限り廃止する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

| | |
|------|--------------|
| 都道府県 | 市町村（特別区を含む。） |
|------|--------------|

| | |
|-----|----------------------------------|
| 埼玉県 | 所沢市及び入間市 |
| 岐阜県 | 池田町 |
| 大阪府 | 高槻市、八尾市、富田林市、柏原市、東大阪市、河南町及び千早赤阪村 |
| 兵庫県 | 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市及び川西市 |

和歌山県告示第891号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第892号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第893号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---|------|----------------------|-------------|-----|
| 田辺市本宮町大居字船丈2964番1地先から田辺市本宮町大居字船丈2963番地先まで | 旧 | 9.80 ） 66.60 | 281.00 | |
| 同上 | 新 | 13.00 ） 66.60 | 281.00 | |

和歌山県告示第895号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 田辺市本宮町大居字船丈2964番1地先から田辺市本宮町大居字船丈2963番地先まで

供用開始の期日 令和2年6月26日

和歌山県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1634番1地先から同町添野川字平井川東平山1635番1地先まで | 旧 | 5.01 ） 15.82 | 84.90 | |
| 同上 | 新 | 11.40 ） 21.62 | 84.90 | |

和歌山県告示第897号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1634番1地先から同町添野川字平井川東平山1635番1地先まで

供用開始の期日 令和2年6月26日

和歌山県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 371号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1640番1地先から同町添野川字平井川東平山1644番1地先まで | 旧 | 4.44 } 14.94 | 233.16 | |
| 同上 | 新 | 6.43 } 20.17 | 233.16 | |

和歌山県告示第899号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1640番1地先から同町添野川字平井川東平山1644番1地先まで

供用開始の期日 令和2年6月26日

和歌山県告示第900号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

佐本中1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 地 番 | 備 考 |
|------|------|------|-----|------|------|-----|
| 1号 | 西牟婁郡 | すさみ町 | 佐本中 | 野添平 | 204番 | |
| 2号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 3号 | 〃 | 〃 | 〃 | 野添瀬戸 | 488番 | |
| 4号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 486番 | |
| 5号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |

| | | | | | | |
|----|---|---|---|-----|--------|-----|
| 6号 | 〃 | 〃 | 〃 | 野添平 | 256番 | |
| 7号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 236番 | |
| 8号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 231番地先 | 道路敷 |

和歌山県告示第901号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|----------------|---|--------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3520 | 海南市多田字塚本69番の一部 | 和歌山市中之島356番地の2 1 株式会社ロイヤルホームズ 代表取締役 深海純二 | 令和 2.6.10 | 6.00 | 82.87 |